

## 「移住・交流の促進」&「まちづくり事業」に取り組む団体を応援します!!!

### 補助対象団体

町内に在住、在学、又は在勤の者5人以上で構成され、町内に活動拠点を有する団体。  
ただし、政治活動、宗教活動、営利活動等を目的としない団体。

### 八峰町まちづくり活動支援事業

#### 1 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、「少子高齢化対策」「空き家対策」「休耕地対策」「買い物弱者対策」など、地域が抱える課題解決につながる事業。※補助金の交付を受けることができる事業は、一団体あたり3事業までです。

#### 2 補助対象経費

上記、補助対象事業の実施に要する経費

#### 3 補助対象外経費

- (1) 既存の施設等の維持管理及び更新に係る経費。
- (2) 団体の構成員に対する賃金、謝礼、食糧費。 等

#### 4 補助金額

補助対象経費の2/3、又は50万円のいずれか低い方の額。(1,000円未満切り捨て)  
※同一事業を継続して実施する場合、2年目の補助率を1/2以内、3年目の補助率を1/3とします。

#### 5 応募期限

平成29年6月30日(金) ※申請者によるプレゼンにより、事業の採択を決定します。

### 八峰町交流促進事業

#### 1 補助対象事業

- (1) 移住定住を促進するための体験活動事業(移住ツアー、田舎暮らし体験ツアー等)
  - (2) 交流人口の増加を図るための体験活動事業(町の資源を活かしたグリーン・ツーリズム等)
- ※補助金の交付を受けることができる事業は、一団体あたり2事業までです。

#### 2 補助要件

次の(1)から(4)を含む要綱で定める全ての要件を満たす事業

- (1) 八峰町内を会場に実施される事業であること。
- (2) 町内在住者を除く参加者が10名以上であること。
- (3) 宿泊を伴う場合は、町内の宿泊施設を利用すること。
- (4) 町やマスメディアの取材等に協力すること。 等

#### 3 補助対象経費

上記、補助対象事業の実施に要する経費

#### 4 補助対象外経費

- (1) 既存の施設等の維持管理及び更新に係る経費。
- (2) 団体の構成員に対する賃金、謝礼、食糧費。 等

#### 5 補助金額

補助対象経費の10/10、又は30万円のいずれか低い方の額。(1,000円未満切り捨て)

#### 6 応募期限

平成29年9月29日(金) ※要件を満たす申請であれば、随時、交付決定します。(先着順)



### 問 合 せ 先

八峰町企画財政課 企画係(佐藤、長門)  
〒018-2502  
八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地  
☎ 0185-76-4603 Fax 0185-76-2113  
mail kikaku@town.happou.akita.jp

# 山火事防止統一標語

「火の用心 森から聞こえる ありがとう」

## 原野・林野火災にご注意!!

空気が乾燥し火災の起こりやすい気象状況では、原野・林野火災の発生が心配されます。

昨年は八峰消防署管内で林野火災が1件発生したほか、ゴミ焼きや枯草に火がつくなど、火災の危険があり消防車が出動した例が3件ありました。

林野火災を防ぐために、火気を取り扱うときは、以下のことに十分注意しましょう。

#### ●たき火などの注意

- ・空気が乾燥しているとき、風の強いときはたき火などをしない。
- ・風が弱くても突風などで飛び火することがあり、たき火などの最中はその場を離れない。
- ・たき火などをするときには、水バケツ、スコップなどを準備しておく。
- ・後始末は十分に行い、完全に消火したことを確認してからその場を離れる。



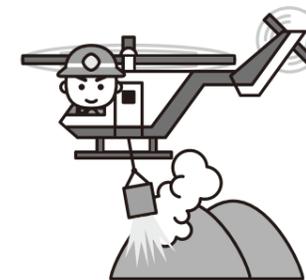
#### ●喫煙の注意

- ・たばこの投げ捨ては、絶対に行わない。
- ・吸い殻入れに捨てる場合にも、完全に火を消してから捨てる。
- ・山林内の休憩所など吸い殻入れのあるところ以外では、たばこを吸わない。



#### ●その他

- ・ゴミは焼却せず、定められた方法で処理する。



#### 問い合わせ先

能代山本広域市町村圏組合 八峰消防署  
TEL 0185-76-3119